

# 賢良

——大伴旅人論——

辰 巳 正 明

## 一、序

万葉集の卷三に収める、大伴旅人の著名な「讚酒歌十三首」は連作であろうと思われる程に統一した関連性を示す作品群である。注1おそらく、この作品は短い期間の連続した感情の中でのみ詠まれることが可能であつたらうことを予想させよう。旅人をして、この異色の作品を成り立たせた動機を考える時、そこには精神的に大きな衝動が原因と成っていることを思わせる。すべて酒に価値が置かれ、それ以外のものが「サカシラ」であるのは、明らかに地上的な人間の「生」の否定であり、酒を飲んで「酔泣き」をすることが人間的な徳よりも価値高き「まされる」ものであつた。そうした価値の転倒は、単に旅人自身が人間の人生Vを否定したり、人間的な徳Vへの挑戦と云つた事である許りではなく、政治の根幹として徳政を理念とした当時の政治姿勢に対峙する考えを標榜することに成るのであるから、常態の感情の中で詠まれたものでなかつたことだけは確かなのである。従つて、かかる想定から旅人の「讚酒歌十三首」は一時的な強い衝動に因つて製作されたことが理解できるであらうし、更にそのことに起因して自虐的な感情の中に徳政や或は徳政に関与する官人たちへの皮肉や反撥が内在していることも、同時に理解できるのである。

この一つの確認に「サカシラハ賢良V」の語が、徳政やその徳政に従う官人たちへの皮肉や揶揄となつて表現されたものと思ふのである。だが、そうした「サカシラ」を裏返すと、そこには旅人自身が徳政に関与する所の官人である認識は否定できず、この範疇を逸脱することのできない矛盾を背負っていることにもなる。そうした自己の矛盾や背反が自虐的な形で漢籍に見る「酒」の世界を享受する結果に成つたとも言えるであらう。

## 二、賢良方正の士

「讚酒歌」の中に「賢良」を詠んだのは次の二首に於いてである。

あなみにく賢良をすと酒飲まぬ人を良く見ば猿にかも似む（三四三）

黙然をりて賢良するは酒飲みて酔泣きするになほしかずけり（三五〇）

この「サカシラ」の語は、一説に憶良の「サカシラ」と云う「情進」（三八六〇）「情出」（三八六四）を除いて、旅人以前に存在した形跡はない。むしろ「佐加志売」（神代記）とある「サカシメ」が「賢女」の意であり、この「賢し」と云う形容詞に類縁関係が求められる。その他にも「故以賢女欲為国名因曰賢女郡」（肥前国風土記）や「賢遣入左河之能吾里臣」（仁徳紀十二年）など、「賢」字を「サカシ」と訓むことは文献の示す通り屢々見られるのであるが、「サカシラ」の語を見出すことはなかなか難しい。したがって、この「サカシラ」は形容詞の「サカシ」に、接尾語の「ラ」の付いた形であることが通説であり、鴻巣盛広氏は具体的に万葉集中の例を引用して「賢しにラを添へて名詞にしたのがサカシラである」と説明され、この「ラ」は「物悲良爾」（七二三）「安加良多知婆奈」（四〇六〇）などの「ラ」と同じく「形容詞の語幹に附いている」とされる通りであり、注2その他の注釈書に於いても同様の見解を示している。

そこで、憶良の「サカシラ」と訓まれている「情進」「情出」の語が問題になろうが、この語は卷十六の「志賀白水郎歌」と題詞のある作品群の中の二首に見られるものである。

王の遣さなくに情進に行きし荒雄ら沖に袖ふる（三八六〇）

官こそ指しても遣らぬ情出に行きし荒雄ら波に袖ふる（三八六四）

ここに見る「情進」「情出」の語が「サカシラ」と訓まれているのがある限りで、旅人の「賢良」と併せて例を見ないのだが、憶良の「情進」の用字に等しい用い方があって、ここでは「情進莫」（卷三・三八一）と表記されて「コロススムナ」と訓まれており、『代匠記』が「さかしらするなどもよむべし」と言い、『考』及び『略解』は「サカシラナセソ」と訓む。憶良の「情進」に等しく「心が進む」と云う意味であるから、字義の面からは同様に理解すべ

き必然性をもっている。

この白水郎の歌は、左注に「神龜年中」のできごととあるから、旅人の讃酒歌が詠まれた時点で近いことは確かだろう。ただ、「情進」「情出」の語は、「サカシラ」と訓まれても一方では「令もなきにおのが心すきみに他のわざをうけがひて」<sup>注3</sup>「サシ出ガマシク、人ノ頼ミヲ引キ受ケ」<sup>注4</sup>たことへの批判的意味に解釈がなされており、また、これを字面の上から「こは『情進』の文字が用ゐられてをり、その文字のやうに、自分の心が進んでさし出て、の意」<sup>注5</sup>に用いられたものと考えられており、この解釈が普通である。だが「情進」「情出」と云う「サカシラ」の解釈に較べて、旅人の「賢良」の解釈はみな一様の見解を示し、例えば「賢ぶつて」<sup>注6</sup>「賢明の様をする」と「賢立てをする」<sup>注7</sup>などのように、特に異った解釈はない。このように、旅人の「賢良」と憶良の「情進」「情出」との間には明らかに相違する解釈がなされているのであるが、「情進」「情出」が字面の上では異っていても、「サカシラ」の訓がなされる限り、その指示する意味・内容も旅人の「賢良」と一つでなければならぬ。

旅人の二首の「サカシラ」の語の用字が、俱に「賢良」の二字を以て宛てているのは、字面の上では先の通り形容詞の「賢し」と接尾語「ら」の結合した語の構成に過ぎないとしても、旅人がここで二首俱に「賢良」の文字を宛てることによって、おそらくその「賢良」と云う実体を指していたのではないかと思われるのである。これは、更に「サカシラ」の語構成の問題に立ち帰ることに成るが、既に『代匠記』(糖)が「賢良方正など云ふ如く、二字連綿か(中略)、第十六には情出情進とも書きたれば、良の字は唯らの音のみ用ゐたるのみなるべし」と指摘した、「賢良方正」の「賢良」が旅人の「賢良」と同様な性質をもつ語ではないかと考える。契沖は「賢良」を「賢良方正」の二字連綿としつつ、「良」は唯「ら」の音のみを用いた、と考えたが、とすればこの「良」は従来の如く接尾語の「ら」と同化することに成ろう。だが、所謂漢籍に云う「賢良方正」の語を以て、旅人の「賢良」を説明することが可能であるならば、接尾語「良」も音とともに意味・内容をも内包した語であることが理解できる筈である。

ここに言う「賢良方正」とは、中国に於ける官吏登用試験(考試)に他ならないが、『史記』(平津侯主父列伝)『漢書』(嚴助・朱買臣伝)などに見る如く、地方の賢人・儒者が地方官に推薦されて皇帝の諮問に対策文を以て答える、所謂隋代に始まる科挙制度の前進に相当するものである。<sup>注9</sup>この「賢良」に就いては、『文選』に漢武帝の「賢良詔」

一首を載せ<sup>注10</sup>、また、『漢書』の董仲舒伝では董仲舒の「賢良策」を録し、その具体的な内容が窺われる。「賢良」の語は、古く『呂氏春秋』（卷十四）にその出典が見られ<sup>注11</sup>、以下のいくつかの用例によって、中国の「賢良」とは儒教を基として仁政を達成するための政治的重要性を帯びた官吏試験であったことが知られる。

以三徳教國子、一日至徳以爲道本、二曰敏徳以爲行本、三曰孝徳以知逆惡、教三行、一日孝行以親父母、二曰友行以尊賢良、三曰順行以事師長。（『周礼』卷十四師氏）

子墨子言曰是在下王公大人爲政於國家者不能下以尚賢事能爲政也、是故國有賢良之士、衆則國家之治厚、賢良之士寡則國家之治薄、故大人之務將在於衆賢而已。（『墨子』尚賢上）

選賢良、舉篤政。（『荀子』王制）

舉賢良、賞有功、立封侯、出貨財。（『淮南子』天文訓）

かかる「賢良」が制度化されて来るのは漢代に入ってからである。

建元元年天子初即位、招賢良文學之士、是時弘六十徵、以賢良爲博士。（『史記』平津公伝）

武帝立、求賢良、舉馮唐。（『史記』馮唐伝）

当是時、招尊方正賢良文學之士、或至公卿大夫。（『史記』平準書）  
こうした「賢良」が推挙されることは、右の出典の通り屢々見られるが、それらがいかなる役目を負っていたかは、つぎの、

舉賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮。（『漢書』文帝紀）

とあるのから見て、「直言極諫」して皇帝の「不逮」を匡すのが「賢良方正の士」の役目であった。

このいくつかの例の通り「賢良」「方正」などは太学の学生とは別に、地方の賢人を推挙させたものであり、賢良は在野の賢人儒者を挙げ進める制度の一つであって、<sup>注12</sup>そうした賢人が皇帝に対して「策」を以って「不逮」を匡したことが考えられる。学令（令義解卷三）に示す進士の制は、大学生・国学生によるもので、「賢良方正の士」を地方から推挙することは制度化されていないから、大宝三年に出された文武天皇の詔は異例の形式によって「賢良方正の士」を推進させたものと思われる。

詔五位已上<sub>三</sub>賢良方正之士<sub>二</sub>（統紀大宝三年七月）

この詔は、おそらく右に見た中国の制を模して、特に五位以上の官人に限り推挙する事を命じたもので、この「賢良」がどのようなことを行ったのか、これのみの記述では理解し難いのだが、中国のかかる制度から類推すると、彼等賢人は対策文をもって、或は口答をもって、天皇の「不逮」を「直言極諫」して徳政のあり方を匡したのであるう。

かく、「賢良方正の士」とは、△徳政▽に関与する所の官人なのであるが、その実体については後述することにして、旅人はかかる徳政への関与者である「賢良方正の士」を呼んで「賢良△サカシラ▽」と云ったのではないかと推察される。換言すれば、旅人は「賢良方正」の△賢良▽の語を「サカシラ」の語に翻訳したのではないかと思うのである。この推定は、讃酒歌の十三首中に於ける造語の多いことでも容易に理解できるであろう。その確認を『代匠記』の掲げる所の出典に従えば、

価無き宝（三四五）

以<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>価珠<sub>一</sub>繫<sub>二</sub>其衣裏<sub>一</sub>（法華経）卷四・五百弟子受記品第八）

夜光る玉（三四六）

隋公祝元暢因之<sub>レ</sub>齊道上見<sub>二</sub>一蛇將<sub>レ</sub>死遂以<sub>レ</sub>水洒摩<sub>二</sub>傳之神藥<sub>一</sub>而去忽一夜中庭皎然有<sub>レ</sub>光意謂有<sub>レ</sub>賊遂案<sub>レ</sub>劍視<sub>レ</sub>之  
廻見<sub>二</sub>一蛇嚼<sub>レ</sub>珠在<sub>レ</sub>地而往<sub>二</sub>故知<sub>二</sub>前蛇之感報<sub>一</sub>也<sub>三</sub>以<sub>二</sub>珠光能照<sub>レ</sub>夜故曰<sub>二</sub>夜光<sub>一</sub>（史記<sup>注13</sup>）

必秦国所<sub>レ</sub>生然後可則夜光之璧不<sub>レ</sub>飾<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>（李斯上書）

生ける者遂にも死ぬる（三四九）

馮驩曰生者必有<sub>レ</sub>死物之必至也（史記）孟嘗君伝）

濁れる酒（三三八・三四五）

濁酒聊自適（陶潜）飲酒）

などの類似を指摘する。これらの出典と、更に、

情を遣に（三四六）——遣悶・遣情・消悶

この世(三四八)——現世

こむ世(三四八)——來世

古の七の賢しき人——七賢人

の語句についても、小島憲之氏は「翻訳語を造語している」のだとされる。<sup>注14</sup>

こうした「讃酒歌」中の翻訳語の傾向から、この「賢良」の語も漢籍の「賢良方正」に基づいて、「賢良」を「サカシラ」と訓んだことが十分考えられる。謂わば、一般的に云う形容詞のハサカシラに接尾語ハラフを付すことよって、漢語の「賢良」を翻訳・倭語化しているのであり、更には、そのことにより「サカシラ」をする者の実体を言い得た言葉とも成っているのである。

この「賢良方正の士」とは、具体的にいかなる人間であったかは先述の通りであるが、旅人の言う「賢良」とは、旅人にとって「賢良ハサカシラ」をする輩は鼻もちのならぬ徒であり、「賢良」であることが旅人の響聲を買ったことは事実であろう。ただ、この「賢良」が旅人にかかる感情を抱かせたとしても、それが直ちに通説の如く「かしくぶる」意であることにはならない。「賢良」を詠んだ二首の内、特に三五〇の歌で「黙然をりて賢良するは」と云う「賢良」は、「酒飲みて酔泣きする」ものには及ばない、と言うのであり、ここでは「賢良」は非難されるべきものではなく、「賢良」よりは「酔泣き」が勝っていると云うことであるから、むしろ、「賢良」は正統なものであることを認定しつつ、「酔泣き」がそれよりもっと良いのだ、と云うふう<sup>注15</sup>に解釈されるべきであろう。また、三四四の「賢良」をする者を「醜」と云い、かつ「猿」に似ていると云う、このものいいには「賢良」への非難であるよりは、むしろ皮肉や揶揄であって、そこには酒も飲まずに生真面目に政治を考える官人への反撥があるのだと云える。無論、かかる背景には、讃酒歌十三首が酒を以って享樂を求めることにあり、その享樂へのあり方には漢籍の中に数多く見られる享樂思想に等しい内容もち、ここには、人生は虚しいのだと云う無常感と表裏をなしているものであるから、旅人も人生が無常であるがために酒を以って享樂を求めたのである。<sup>注16</sup>それ故に、旅人には「酒」以外の「榮譽」も「名声」も、またここに言う「サカシラ」も、結局は虚しいものであって否定されるものでしかなかったのだと言える。

これは、憶良の「情進」「情出」がハサカシラVと訓まれているのから見ても、旅人の「賢良ハサカシラV」に等しい意味をもつものであって、憶良の場合は斯の「サカシラ」が「篤道」と呼ばれるものであったと考えられるのである。このことに關しては、憶良の挽歌を通して熊凝歌から言及した所であるが、その結論を纏めれば、熊凝の序文に於いて「為<sub>レ</sub>天不幸存<sub>レ</sub>路獲<sub>レ</sub>疾即於<sub>ニ</sub>安芸国佐伯郡高庭駅<sub>一</sub>身故也」とある一文から熊凝の死因を知る事はできるが、憶良が熊凝歌を詠んだのは右の理由のみに因つてではないのである。更に続けて憶良は序文を叙述するが、ここからは「臨<sub>レ</sub>終之時長歎息曰」と、熊凝の死に臨んでの思いを書き留めている。そこには、「不<sub>レ</sub>患<sub>ニ</sub>一身向<sub>レ</sub>死之途<sub>一</sub>唯悲<sub>ニ</sub>二親在<sub>レ</sub>生之苦<sub>一</sub>今日長別何世得<sub>レ</sub>覲」とのごとく、老父母を生之苦に遺す悲しみを綿綿と述べている。そして長短歌六首が熊凝の作品と云う体裁を取っているのは周知の如くである。むろん、この漢文序と長短歌は全て憶良の代作に成るものであるが、それが代作であるにしても、極めて異質な構成をもつていよう。序にしても歌にしても、憶良の創作に依ることは一見して理解できるし、すべてに亘つて憶良の様相を呈している。だから、ここに作品をなす理由があるとするれば、熊凝が京師へ向かう途次に死んだと云う事実と、死に臨んで熊凝が父母を現世の苦に遺し去ることを事実悲歎したであろう、と云う推定であり、この推定には、麻田陽春が「大伴君熊凝歌」三首を成して、憶良同様の親への悲歎を詠んでいるところと確認される。だが、憶良は熊凝の死の悲しみを詠まずに、親を生苦に遺して死ぬこと、親の生苦を思つて死んだ熊凝の「孝悌」を詠むことであつたのだと言える。そのあり方は、既に神龜五年の「父母を見れば尊とし 妻子見ればめぐしうつくし 世の中はかくぞことほり」(巻五・八〇〇)と詠んだ「ことほりハ道理V」の姿に等しいあり方を示す。この熊凝挽歌と同じような構想の中になされたのが、白水郎の死を悼んだ荒雄の挽歌においてである。この作品には未解決の問題が多く残されてはいるが、左注の「或云筑前国守山上憶良臣悲<sub>ニ</sub>感妻子之傷<sub>一</sub>述<sub>レ</sub>志而作<sub>ニ</sub>此歌<sub>一</sub>」とあるのが後人の挿入と考えるならば、左注は一応憶良が書き記したものと見て良いであろう。この左注では、荒雄の死因を送粮船の舵師津麻呂に替り遭難して海中に没したと記す。だが、荒雄が津麿に替つた理由を「容齒衰老不堪<sub>レ</sub>海路」と云う許りではなく、更に「志篤<sub>ニ</sub>兄弟<sub>一</sub>在<sub>ニ</sub>於殉死<sub>一</sub>豈復<sub>レ</sub>辞哉」と云う所にある。それ故に、この志が兄弟よりも篤い老人に対する荒雄のハ信義Vと云う「篤道」を以つて、荒雄挽歌の成

立の契機と成っていると思われる。白水郎歌十首の内、「情進」「情出」は、かかる荒雄の立派な行為へ心から進み出るVに對してよまれた言葉である所から、令文（戸令）の云う「篤道」を意味する言葉であったことが認められる。この篤道とは、換言すれば「ことほりへ道理V」に相当する。その「ことほり」を實行して死んだ荒雄は、熊凝が「ことほり」を示して死んだことと同様の意味をもっているのである。

だから、この「サカシラ」とは、すぐれて立派な行為者へ孝悌Vへ信義Vや、或はそうした官人や知識人へ賢良Vを指したものであって、謂わば熊凝や荒雄はこの「サカシラ」への賞讃に因るものであり、旅人はこの「サカシラ」への反撥としてであった。それ故に、憶良が「情進」や「情出」の用字を以って「サカシラ」を表現しているように、「情から進んで」「情から出て」の意に用いたからで、これは戸令に云う「篤道」そのものが「情から進み出て」行われるべきものであったから、かかる用字がなされたものと考えるのである。

かく考えると、白水郎荒雄の死が結果として非難されるべき要素があったとしても、「サカシラ」そのものに非難する意味があるのではなく、人情から進み出てV行ったその行為が「サカシラ」と云う「篤道」だったのである。この「篤道」は「発聞於郷閭」（戸令）ところの者を「挙而進之」と云う令文に基づいてのことであり、そのことによつて憶良は民衆の生に目を向けるのであったが、旅人の言う「賢良」とは、官僚世界に目の向けられた言葉であった。それゆえ、この旅人と憶良の目の相違——それが二人の「サカシラ」の相違と成つて表われて来たのだと思うのである。

### 三、善政の官人

かかる「賢良方正の士」や「篤道者」を「挙而進之」ということが述べられるのは、人倫的な国家体勢を押し進めようとする、当時の政治姿勢の表われに因るもので、篤道者が挙げ進められることは史書に屢々見られる所である。大化改新後殊にこの人倫的國家の實現の氣運は昂まり、天皇及び重臣の葬事に関する詔の中に、それは明瞭に表われて来る。例えば、斉明天皇崩後の詔では、

我、皇太后天皇の勅したまへる所を奉りしより、万民を憂へ恤む故に、石槨の役を起さしめず、冀ふ所は、永代



に以て鏡誠とせよ。(天智六年二月)

と云う、「万民憂恤」の言葉の中にその具体性を見るし、又鎌足薨時の「天道仁を輔くこと、何ぞ乃ち虚脱ならむ。善を積みて余の慶あること、猶是微无からむや。若し須き所有らば、便ち聞こゆべし」とある、天智天皇の詔に対えた鎌足の語は、

臣既に不敏。当に復何をか言さむ。但し其葬事は、軽易なるを用るむ。生きては軍国に務無し。死りては何ぞ敢て重ねて難さむ。(天智八年十月)

とあるもので、斉明天皇に見た「万民憂恤」の考えは窺われ、これを聞いた時の賢人が「往哲の善言」に譬えていゝる。この他にもかかる思想は述べられるが、こうした葬事のみに限らず、一般に政治の姿勢が徳政をめざしたものであり、この傾向は更に以後の天皇の詔にも屢々現われる所を以て知り得る。

詔曰夫礼者天地経義人倫鎔範也道德仁義因礼乃弘教訓正俗待礼而成(慶雲三年三月)

この詔は、当時の諸官人の容儀が礼に違ふこと多く、右のような「天地経儀」「人倫鎔範」である礼を重んじるところを述べたものである。更に、天皇自身が仁政の上に立ち述べた詔には、

朕遐想千載旁覽九流詳思布政之方莫先仁恕之典故賑恤之惠無隔邊方撫育之仁普覃萬内(養老六年四月)

と云った、「仁恕の典」「賑恤の惠」「撫育の仁」などを先にすべきことを徳政の中心に据えようとする考えの中にも、いかに当時の政治が人倫的な国家を根幹に据えようとし、その実現に苦慮していたかを窺うことができる。

かかる仁政の政治姿勢を諸官人に求めたのが、右に見たいくつかの天皇の詔であったが、その結果として、次に「善政」に関する記事が屢々見えて来ることに十分注意すべきである。

依巡察使奏狀諸国司等隨其治能進階賜封各有差阿倍朝臣御主人大伴宿禰御行並授正広參因幡守勳大壹船連秦勝封卅戸遠江守勳広壹漆部造道麻呂廿戸並褒善政也(文武四年八月)

勅諸国朝集使曰天下百姓多背本貫流宕他郷規避課役其浮浪逗留經三月以上者即土断(中略)又撫導百姓勸課農桑心存字育能救飢寒实是国郡之善政也若有身在公庭心顧私門妨毒農業侵畔万民上实是

国家之大蠹也宜<sub>レ</sub>其劬<sub>ニ</sub>催産業<sub>ニ</sub>資産豊足者爲<sub>ニ</sub>上等<sub>ニ</sub>雖<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>催劬<sub>ニ</sub>衣食短乏者爲<sub>ニ</sub>中等<sub>ニ</sub>田疇荒廢百姓飢寒因致<sub>ニ</sub>死亡<sub>ニ</sub>者爲<sub>ニ</sub>下等<sub>ニ</sub>十人以上則解<sub>ニ</sub>見任<sub>ニ</sub>又四民之徒各有<sub>ニ</sub>其業<sub>ニ</sub>今失<sub>ニ</sub>職流散此亦国郡司教導無<sub>ニ</sub>方甚無<sub>レ</sub>謂也<sub>ニ</sub>如此類<sub>ニ</sub>必加<sub>ニ</sub>三顯戮<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>今以後當遣<sub>ニ</sub>巡察使<sub>ニ</sub>分行天下<sub>ニ</sub>觀<sub>ニ</sub>省風俗<sub>ニ</sub>宜<sub>レ</sub>勤<sub>ニ</sub>敦德政<sub>ニ</sub>庶<sub>レ</sub>彼周行<sub>ニ</sub>（靈龜元年五月）

詔曰凡諸国運<sub>ニ</sub>輪調庸<sub>ニ</sub>各有<sub>ニ</sub>期限<sub>ニ</sub>今国司等怠緩違<sub>ニ</sub>期遂妨<sub>ニ</sub>耕農<sub>ニ</sub>運送之民仍致<sub>ニ</sub>勞擾<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>是国郡之善政撫養之要道<sub>ニ</sub>也自<sub>レ</sub>今以後如有<sub>ニ</sub>此類<sub>ニ</sub>重論<sub>レ</sub>之（靈龜元年五月）

賜<sub>ニ</sub>大宰帥從三位多治比真人池守綾一十疋絹廿疋絁卅疋綿三百屯布一百端<sub>ニ</sub>褒<sub>ニ</sub>善政<sub>ニ</sub>也（養老元年二月）

天皇御<sub>ニ</sub>正殿<sub>ニ</sub>詔賜<sub>ニ</sub>善政之官人物<sub>ニ</sub>（神龜四年三月）

賜<sub>ニ</sub>出雲守從五位下石川朝臣年足絶卅疋布六十端正稅三万束<sub>ニ</sub>賞<sub>ニ</sub>善政<sub>ニ</sub>也（天平十一年六月）

この他にも、幾度かに亘る「善政」についての記事を見ることができ、それらもまた右の例に見た如く、善政により賞せられた者や、善政を聞かず解任された者などに関するものである。

こうした、徳政の実現のために、官人に「善政」を強要する形で押し進められて行き、百姓の飢寒や田疇の荒廢・流散など、下等と見做された国の国司は解任にまで及んでいる。しかし、善政は元來個人の徳を以ってなされるべきものであって、それがかかる天皇の詔に基づいて巡察使の強い力を楯になされたものであるから、当該官人等の困惑は推測に足るのである。かつ徳政を以って政治の根幹とする姿勢を幾何の官人が理解したかは疑問としなければならぬ。むしろ国郡司にとって不利益と成る徳政を直ちに理解することは無理であらう。だが、それでも多くの官人は、この徳政に関して自分なりの善政を企てたことは確かである。それが右に見た「善政の官人」であり、その中でも多治比池守は旅人の一乃至二代前の大宰帥であったと思われるから（靈龜元年五月任）、旅人としてこの「善政」や、更に「善政の官人」に対して全く無関心ではいられなかった筈である。

謂わば、先に述べた「賢良方正の士」とともに、ここに掲げたいいくつかの例に見る「善政の官人」と呼ばれた、善政に関与する官人が旅人の言う「サカシラ」と呼ばれた者たちではなかったかと考えるのである。「サカシラ」そのものは、それ故に徳政の基本と成る政治姿勢であって、その政治を支える人々が「賢良方正の士」と呼ばれ、「善政の官人」と呼ばれたのであろう。かかる事情から考えて、憶良の「情進」「情出」と云う「サカシラ」も、旅人の

「賢良ハサカシラV」と全く同一の根柢を得ることができるのであるから、この両者の相違は先の推測通り、憶良と旅人の徳政に対する目の向け方の相違であると言えよう。憶良は国司として民衆の「篤道」に目を向け、その「篤道」をハサカシラVと云ったのであったが、旅人はむしろ人間の無常を前提としつつ、実直に徳政に努める「賢良方正の士」「善政の官人」と云う官人世界の中に目を向けて、彼等官人をハサカシラVと呼んだのである。

その結果、それら「サカシラ」の官人に対し旅人の心は大きく動揺することに成る。その動揺が「賢良」をする官人への揶揄となつて二首の歌の中に表現されたものと言える。二首が俱に「賢良」の字を宛てるのも決して偶然ではなく、明らかに漢語の「賢良」を意識してのことであり、その「賢良」を翻訳したのが「サカシラ」であつた訳で、それはまさに意を得た名訳ではなかつたろうか。だから、この官人世界に向けられた「サカシラ」は、旅人にとつてハ猿Vの如く醜く見えたり、黙然と「サカシラ」をする者がハ酔泣きVに劣つていたりするのは、旅人が正統とする酒を飲むこと、或は酔泣きをすることとまさに対峙するものとしてのハサカシラVでなければならぬのである。したがつて、

古の七の賢しき人どもも欲りせしものは酒にしあるらし（三四〇）

と云う、酒を好んだ竹林七賢を「賢人」として正統なものと認定するのは、「賢良ハサカシラV」の反措定としての旅人の迎合する所のものであつた。<sup>注如</sup>だから、酒を飲んだり酒に酔つて泣くことを非正統のものとする時にはこの「サカシラ」をする者こそ「賢良方正の士」や「善政の官人」を指すものでなくてはならない。「黙然をりて賢良する」と云うのも、右に掲げて来たいくつかの「善政」を思えば、百姓の農桑を勸課し飢寒や流石を救う実体があつたら、それが靈龜元年の勅に見る「撫導百姓勸課農桑」「能救飢寒」の条項の通り、然も十分「心存字育」して行われるべきであり、そのことが遂行された時、それが「善政」であつて、その「善政」を遂行する官人の姿が想い出されたのである。所謂「善政」とは、具体的にかかる綱目を指したものであり、多治比池守や石川年足などは、それらを忠実に行って政績の認められた官人であつた。旅人が「黙然をりて」と云うのは酒席にあつたことだが、ハサカシラビトVとはこうした官人を指しての事に違ひないだろう。

この「サカシラ」とほぼ同意に用いた次の歌もある。

賢跡もの言ふよりは酒飲みて醉泣きするし益りたるらし(三四一)

この歌そのものは上掲の歌(三五〇)と同じ内容をもつものであるが、「賢跡」を「賢しみ」と普通訓まれているように、「ら」と「み」の相違を見せる。これは漢語の「賢」字を以って、倭語「サカシラハミ」に翻訳した形跡を示すもので、したがって「賢ハ良」が「サカシラ」を指すこと当然だが、更に「賢跡」の「賢」も、五味智英氏が指摘する通り「賢しら」の「個別的なあらはれともいふべきもので、同類と見て」よいものであろう。<sup>注五</sup>従って、「賢良」も「賢跡」も「賢」字に収斂されていると考えられるのであり、それ故に「サカシラ」とも「サカシミ」とも訓まれ、基本的には「サカシラ」の意味を逸脱するものではない。<sup>注五</sup>いづれにしても、こうした「賢しみ」や「賢しら」には、「徳政」に関与する者や「善政」を行う者の実体が内包されている言葉であることに違いないであろう。

#### 四、結

かく、この「サカシラ」とは、漢籍に云う「賢良方正」などの「賢良」を翻訳したものであろうと考えられる。「サカシラ」に「賢良」と云う用字をもって表記している所に、この言葉の成立した状況を説明しているように思っている。かつ、単に用字の上のみではなく、「サカシラ」と云う語の背景には、当時の政治姿勢ともからみあっている事が確認される。所謂「徳政」の実現のために、史書には「賢良方正の士」が推挙され、徳政の認められた者には賞賜が加えられている。これが「善政の官人」であった。

かかる「賢良方正の士」や「善政の官人」に符合する如く、朝廷では「篤道」者を挙げ進めている。

信濃国更級郡人建部大垣為<sub>レ</sub>人恭順事<sub>レ</sub>親有<sub>レ</sub>孝。水内郡人刑部智麻呂友乎情篤。苦楽共<sub>レ</sub>之。同郡人倉橋部広人出私稱<sub>六</sub>万束<sub>一</sub>償<sub>三</sub>百姓<sub>二</sub>之負稱<sub>一</sub>。並免<sub>三</sub>其田租<sub>一</sub>終<sub>レ</sub>身(神護慶雲二年五月)

この記事をみて、憶良の熊凝歌や白水郎歌を直感するであろう。かかる記事は史書に屢々見えるし、こうした篤道者を挙進することも令(戸令)に規定していることは周知のことである。謂わば、大伴君熊凝や志賀白水郎荒雄は、こうした篤道者の一人であった。憶良が荒雄の行為に「情進」とか「情出」の文字を宛てているのも、実は「情から進み出て」行った荒雄の友に対する信義の心を「サカシラ」と云ったのである。「サカシラ」とは、このような「篤

道者」の行為であろう。ここに旅人の「サカシラハ賢良」も、憶良の「サカシラハ情進・情出」も、同じ意味をもち、それらは当時の政治の基本に据えられたハ徳政Vの中で呼ばれたものであり、その範疇を決して逸脱するものではなかったのである。

- 注1 讚酒歌十三首の構成や成り立ちに就いては、稲岡耕二氏「憶良・旅人私記——讚酒歌の構成をめぐって」(『国語と国文学』昭和三十四年六月号)や、五味智英氏「讚酒歌のなりたち」(『国語と国文学』昭和四十四年十月特輯号)などがある。
- 2 万葉集全釈卷三
- 3 万葉考卷十六
- 4 万葉集全釈卷十六
- 5 万葉集注釈卷十六
- 6 万葉集注釈卷三
- 7 万葉集全注釈卷三
- 8 万葉集評釈卷三
- 9 宮崎市定氏『科挙』(中央新書)
- 10 『文選』第三十五卷
- 11 ただ、「賢良」の語は『日本書紀』(齋明六年八月)に「日本世紀曰」として「誅殺賢良」と見えるが、これは内容から漢籍のものと同じである。
- 12 吉川幸次郎氏『漢の武帝』(岩波新書)
- 13 この話は史記には見えないので、『注釈』では思い違いだらうと云っている。
- 14 『上代日本文学と中国文学』中
- 15 この詳細について「讚酒歌の世界——大伴旅人論」(『日本文学研究』十三号)に述べた。
- 16 久松潜一氏「大伴旅人の享楽思想」(『万葉集の新研究』)
- 17 拙稿「憶良の挽歌——敬和為熊擬述其志歌」(『古典学』第六号)
- 18 和銅二年九月

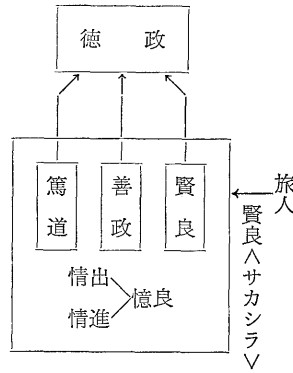
天平宝字元年八月

神護慶雲二年六月

宝亀元年五月

19

かかる「賢良方正の士」や「善政の官人」の、徳政に対する生真面目さや知識人らしさを、目を委えて見る時、それは擲  
掄の対象ともなり、「サカシラ」を裏返せば「かしこぶる」と云ふ意味が必然的に内包されているのである。そういった  
あり方を、徳良との比較において図示すれば次の通りであろう。



15 参照

20 「万葉集抄」讃酒歌について——（むらさき第三号）

21 かかる「賢」の翻訳における旅人の意識と、「サカシラ」の内実を次に図示する。



付記

右の小論は上代文学会（昭和四十七年九月九日）に口頭発表した原稿をもとに加筆補正したものである。